

清代溜池 諸元

名称	清代溜池
貯水量	37,000m ³
堤高	7.7m
堤長	90.0m
天端幅	5.9m

ハザードマップの見方

◆想定される浸水の深さ

5.0m以上	2階水没
5.0m未満 2.0m~	2階以上が浸水
2.0m未満 1.0m~	1階以上が浸水
1.0m未満 0.5m~	大人の腰まで 床下浸水
0.5m未満	

- ◆凡例
- 避難場所
 - 避難方向
 - 病院・診療所
 - 幼稚園・保育所
 - 高齢者福祉施設
 - 学童クラブ
 - 障害者福祉施設
 - 警察機関
 - 消防施設
 - 役場
 - 公民館・集会所
 - 主要な道路
 - 洪水到達時間
 - 危険箇所
 - (土砂災害危険箇所)
 - 急傾斜地
 - 土石流
 - 地すべり

清代溜池ハザードマップ

この地図は、地震等により清代溜池が万一決壊した場合に、浸水が予想される区域と浸水の深さ、各地区の避難場所などの情報を示したものです。いざという時に備えて、あなたの家からの避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

《ハザードマップの注意点》
このハザードマップに表示してある浸水想定区域は、あくまで一定の仮定の基に作成されたものです。地震の規模、雨の降り方や決壊の状況によっては、浸水想定範囲等が異なることがあります。

避難時の心得

<p>安全な避難路の確認</p> <p>避難場所までの経路(避難路)は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。</p>	<p>非常持ち出し品の事前準備</p> <p>避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に準備してすぐに持ち出せるようにしておきましょう。</p>	<p>正確な情報収集と自主的避難</p> <p>ラジオ・テレビで最新の気象情報や災害情報、避難情報に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。</p>
<p>避難の呼びかけに注意し速やかな避難</p> <p>役場や消防団からの呼びかけに注意し、避難告が出された場合は、危険が迫っているなどの警察などの指示に従い速やかに避難しましょう。</p>	<p>お年寄りなどの避難に協力</p> <p>お年寄りや子供、病気の人は、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。</p>	<p>動きやすい格好、2人以上での避難</p> <p>避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。</p>

避難場所一覧

災害時の状況に応じて避難場所に避難してください。万一、逃げ遅れた場合は最寄りの2階以上の丈夫な建物に避難してください。

地区	名称	住所	電話番号
宿郷	宿コミュニティセンター	宿郷590	85-5986
田ノ頭郷	田ノ頭郷公民館	田ノ頭郷359-5	85-2214
折敷瀬郷	波佐見中学校体育館	折敷瀬郷1999	85-2421
	波佐見町体育センター	折敷瀬郷2078	85-5992
	波佐見町総合文化会館	折敷瀬郷2064	85-2034

危険箇所一覧

番号	危険箇所情報
①~⑧	橋梁付近：洪水時に危険性が高いため通行注意

緊急連絡先

内容	お問合せ先	電話番号
自主避難の連絡 災害全般の通報	波佐見町役場	85-2111
災害全般の通報	警察署	110
災害全般の通報	川棚警察署波佐見交番	85-2110
救助・救急の要請	消防署	119
救助・救急の要請	佐世保市東消防署波佐見出張所	26-7119

ため池ハザードマップ

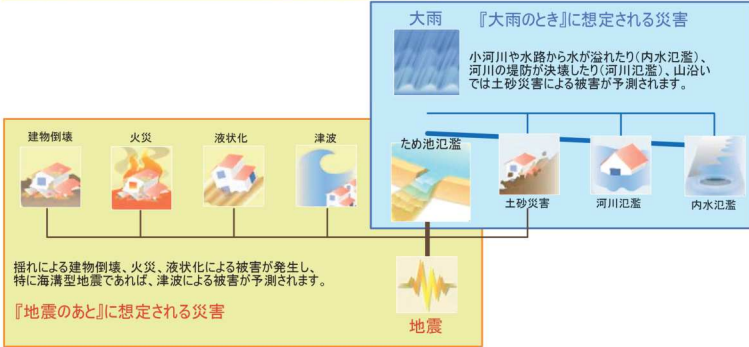
◇避難情報は下図のような経路で住民の皆さんに伝達されます



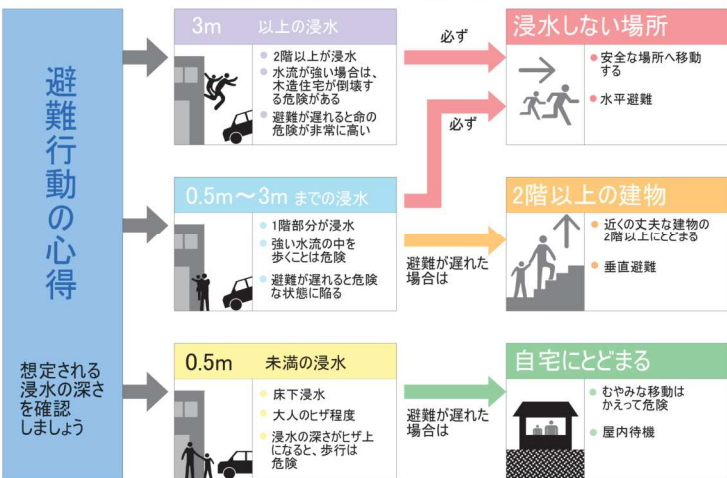
◇避難情報には、緊急度に応じて3つの種類があります

避難情報の種類	発表の目安
避難準備情報	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。特に避難行動に時間を要する方は、避難を開始してください。
避難勧告	地域または土地、建物等に災害が発生するおそれがある場合に発表します。避難してください。
避難指示	状況がさらに悪化し避難すべき時期が差し迫ってきた場合や、災害現場に残っている住民がいる場合に発表します。ただちに避難してください。

◇災害の状況に応じた避難を考えよう



◇避難勧告等がだされたら 速やかな避難



◇ため池氾濫のメカニズム



わが家の防災メモ

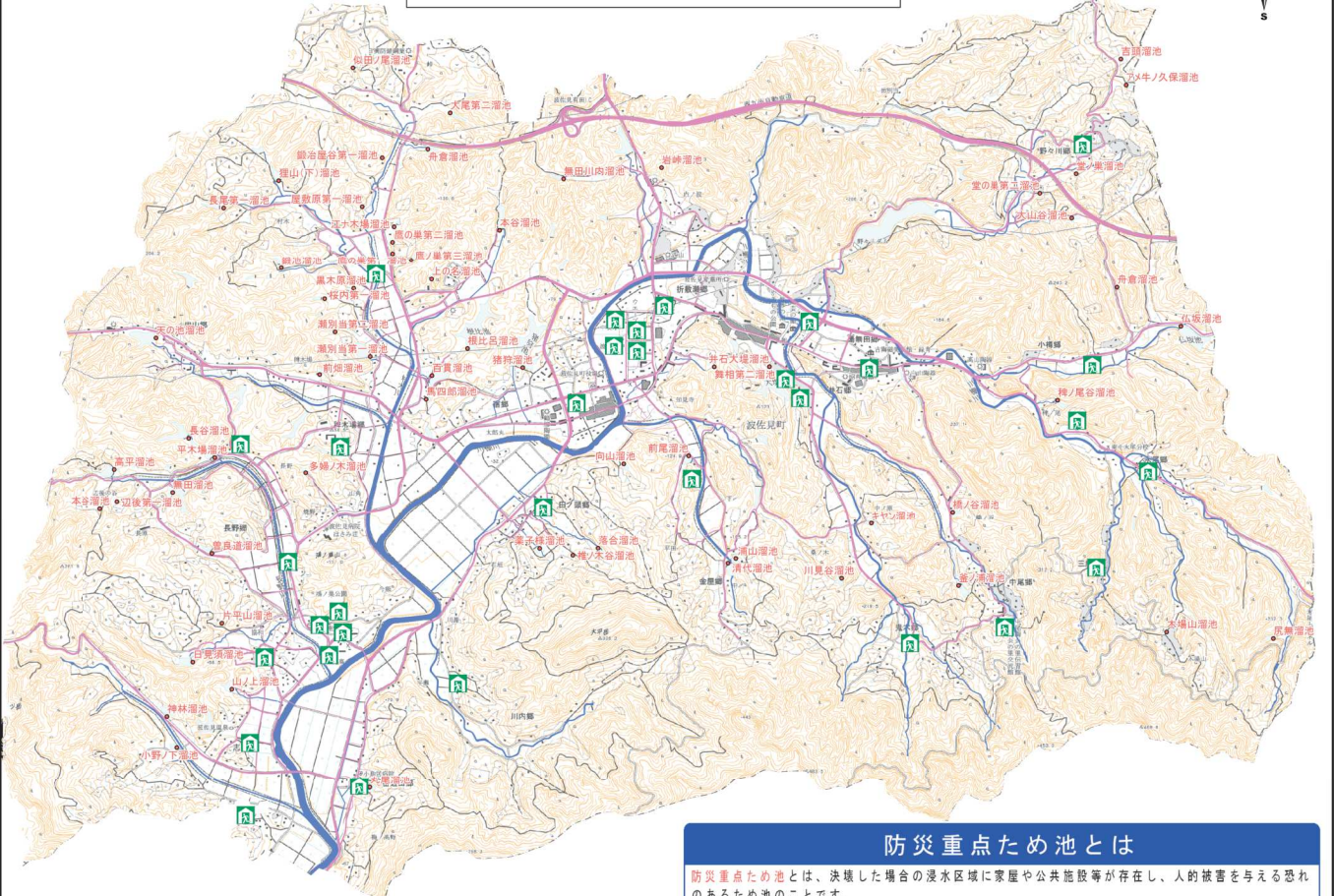
我家の避難場所：

家族の避難場所：

緊急時の連絡先：

家族の名前	生年月日	血液型	電話番号	会社・学校の電話番号

波佐見町全体図



防災重点ため池とは

- 防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のことです。
- 【防災重点ため池の選定基準】
- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
 - ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
 - ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
 - ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの